

令和4年度 所定疾患施設療養費の算定状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	13	9	13	11	10	7	10	11	9	16	10	15	134
日数	77	66	73	58	47	45	62	60	41	109	67	107	812

令和5年度 所定疾患施設療養費の算定状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	12	8	19	15	15	15	13	7	10	28	16	9	167
日数	69	58	121	95	80	105	67	53	49	177	77	71	1022

①対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。

・肺炎の者 ・尿路感染症の者・帯状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）

※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

※同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。

※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。

②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。